

他県の公共関与による産業廃棄物処理施設整備状況について

県名	処理施設種別	施設整備に係る地元との協議経過等	備考
岩手県	管理型最終処分場 (3 9 万 m ³) 焼却施設 (7 5 t / 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ S 6 1 「産業廃棄物適正処理連絡会議」発足 ・ S 6 2 「産業廃棄物処理施設設置検討委員会」発足 ・ H 2 年 候補地を江刺市に要請。 ・ H 3 年 建設候補地決定。 ・ H 4 年 地権者会、用地交渉開始。 ・ H 5 年 着工 ・ H 7 年 環境保全協定締結。同年、事業開始。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県から周辺環境整備基金として5.5億円を江刺市に交付。 ・ 焼却施設の余熱を利用した施設整備。(温水プール等)
茨城県	管理型最終処分場 (2 4 0 万 m ³) 熔融処理施設 (1 4 5 t / 日) (整備中)	<ul style="list-style-type: none"> ・ H 9 年 「公共関与処分場懇話会」を設置。 ・ H 1 0 年 立地調査会を設置し、候補地を選定。 ・ H 1 1 年 笠間市の採石場跡地を候補地として決定。 ・ H 1 2 年 県、笠間市において反対請願・陳情を不採択。 ・ H 1 3 年 処分場建設関連事業費の支出停止を求めた住民監査請求を棄却。 ・ H 1 4 年 用地取得、工事着手。地元住民建設差止訴訟。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域振興整備基金(24億円)を事業団が設置し、国補助事業以外の振興事業に充当する予定。(平成16年度～) ・ 道路、集会所の整備事業等の実施。(県)
新潟県	管理型最終処分場 (1 4 8 万 m ³) 焼却施設 (5 0 t / 日) 破碎施設 (2 8 t / 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ H 4 年 (財)新潟県環境保全事業団設立。処理施設建設候補地の検討を開始。 ・ H 6 年 出雲崎町に候補地を選定。町、議会、地元へ協力要請。建設構想の地元説明会、用地交渉等を開始。同年、町との間に環境保全協定を締結。 ・ H 9 年 最終処分場工事着工 ・ H 1 1 年 竣工 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県が、出雲崎町が実施する公共下水道事業、簡易水道施設整備事業等を助成。(15億円) ・ 道路整備、河川改修、集会所施設整備事業の実施。(県)

県名	処理施設種別	施設整備に係る地元との協議経過等	備考
山梨県	管理型最終処分場（検討中）	<ul style="list-style-type: none"> ・ H 5 年 最終処分場整備検討委員会設置。 ・ H 6 年 建設予定地決定。 ・ H 1 2 年 事業団、住民相方から ~ 1 4 年 測量妨害禁止及び処分場差止め仮処分申請 ・ H 1 5 年 産廃処理施設設置許可。 	<p>地元の反対から、県が工コパーク（再資源化施設）併設エコパークと連動して処分場規模縮小・溶融炉併設の3案を見直し案として提示しているが、地元は拒否。</p>

【九州各県の状況】

県名	処理施設種別	施設整備に係る地元との協議経過等	備考
福岡県	安定型最終処分場 (40万 m ³) (H 9 ~ H 1 4)		<p>周辺環境整備費として2億円の補助金を創設し、道路整備、公民館整備費として活用。</p>
	管理型最終処分場（計画中止）	<ul style="list-style-type: none"> ・ H 3 年 処分場建設に関して地元住民と協議を開始。 ・ H 4 年 地権者と用地交渉開始。 ・ H 1 0 年 環境保全協定締結に向け、地元住民と協議。地元住民の理解が得られず、中止。 	<p>構造基準の改正（二重の遮水構造）及び地元からの要望（漏水検知システム等）により、建設・維持管理コストが増大し、事業採算性が確保困難となった。</p>
佐賀県	管理型最終処分場 (41万 m ³) (H 1 5 年 6 月 着工) 焼却・溶融施設、破碎施設を併設。	<ul style="list-style-type: none"> ・ H 4 年 民間産廃業者と土地開発公社との賃借権譲渡契約締結。 ・ H 7 年 土地開発公社が用地買収。 ・ H 8 年 土地開発公社から県が用地買収 ・ H 1 0 年 2 月（財）佐賀県環境クリーン財団設立。 ・ H 1 4 年 地元と環境保全協定締結。 ・ H 1 5 年 地元と地域振興策確認書を調印。 	<p>環境保全基金（3億円）を創設し、道路整備、公民館改築、農水産物直売所整備等の地域振興策を、約10年間で実施する予定。</p> <p>詳細については地元と協議、調整中。</p>

県名	処理施設種別	施設整備に係る地元との協議経過等	備考
長崎県	管理型最終処分場（計画中止） 溶融処理施設併設	<ul style="list-style-type: none"> ・ H 8 年 事業主体（財団）の設立準備会を設置。 ・ H 1 0 年 地元への説明会を開催。 ・ H 1 2 年 施設整備計画策定。設立準備会において財団法人設立の延期を決定。 ・ H 1 4 年 公共関与による施設整備を断念。 	<p>【計画断念の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種リサイクル法の整備。 ・ 国の、北九州における「広域的廃棄物処理センター」構想の発表。 ・ コスト計算による処理料金を設定した結果、産廃持込み困難が予想された。
大分県	建設廃材破砕施設 （ 8 8 0 t / 日 ） アスファルト再生施設 （ 3 6 0 t / 日 ） （ H 6 年 1 1 月 ~ ）		地域振興策等は実施していない。
宮崎県	管理型最終処分場 （ 5 8 万 m ³ ） 焼却施設 （ 5 7 9 t / 日 ） （ H 1 5 年 9 月 着工 ）	<ul style="list-style-type: none"> ・ H 5 年 産業廃棄物処理施設検討委員会設置。 ・ H 7 年 （財）宮崎県環境整備公社設立。 ・ H 8 年 建設候補地の立地可能性調査開始。 ・ H 9 年 施設整備方針等につき関係市町、住民等に説明。 ・ H 1 2 年 地元意見聴取、集約。 ・ H 1 3 年 地元市町等と基本協定締結。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺環境整備基金（ 1 5 億円）を造成。これを含む総額約 5 0 億円の地域振興策を実施予定。（宮崎市からの当初要望額は 1 0 0 億円） ・ 1 4 の市町村が処分場を利用。どの程度の負担金徴収にするかが課題。
鹿児島県	管理型最終処分場 （ 検討中 ）	<ul style="list-style-type: none"> ・ H 6 年 （財）鹿児島県環境整備公社を設立。 <p>以降、マスコミを通じた広報活動、市町村職員や市町村議会への説明会、産業廃棄物セミナー等を実施。</p>	県内に管理型最終処分場が無い。